



中小企業診断士×事業承継信託

信託利用で事業承継を円滑、確実、安価に

中小企業診断士 岡内 誠 治

プロフィール

岡内トラスト研究所 代表

香川県立高松高等学校、東京大学経済学部卒

信託銀行勤務を経て、中小企業診断士・行政書士として上記信託事務所を開業、現在に至る。千葉県市川市在住。中小企業の事業承継信託、障がい者の親亡き後の財産管理方法として信託を普及させる活動に尽力。

著書「中小企業診断士×事業承継信託」「知的障がい者支援信託」

本稿は事業承継信託がテーマですが、障がい者の親亡き後の財産管理方法として信託に関心のある方は、ホームページ (<https://www.okauchitrust.com/>) をご覧下さい。



1. 信託は身近な制度

(1) 最近の動き

平成18年の信託法改正によって、信託銀行中心だった信託を一般の法人個人誰もが利用しやすくなりました。これは画期的な出来事でしたが、信託の専門家が信託銀行に偏在していたため、当初は期待されていたほど普及しませんでした。

ところが、ここ数年、認知症高齢者の後見的財産管理、財産承継において、成年後見制度、相続、遺言より柔軟な対応ができる制度として注目を集めるようになってきています。

(2) 信託の何が優れているのか

信託は、後見を行う機能と財産を円滑に承継する機能が優れています。

認知症高齢者や障がい者を支援する福祉型信託、社会貢献型信託、地域再生型信託、飼い主亡き後にペットなどの世話をする目的の信託等、幅広い分野で利用されています。

(3) 信託の今後の可能性

信託は、中小企業の事業承継及び経営者の認知症対策においても、強く期待されるようになってきています。

組織化され事務能力も兼ね備えている中小企業経営者は、信託の最適ユーザーです。従来の方法と比較して、コストもリスクも下げることができ、自由設計も可能な信託を知れば、利用したいと考える中小企業経営者は今後増えるものと予想されます。

2. 事業承継における経営者心理と信託の相性

(1) 急ぎにしてしまった案件

経営者をしていると、取引先や従業員から「急ぎの案件」と言われて、急かされるのがよくあるかと思います。

中には本当に急ぎの案件もあるのですが、大半は「急ぎにしてしまった案件」で、強制力が働いて動き始めるものです。

事業承継でも「急ぎの案件」があります。しかし、本当の「急ぎの案件」は、経営者が若くして急逝した事例などに限られ、多

くが「急ぎにってしまった案件」です。

(2) 経営者の引退

事業承継は経営者の引退が条件になります。いつかは引退することはわかっていますが、引退を自分で決めることにはエネルギーを使います。

経営者を引退することは権力を失うことです。権力を失いたくない気持ちは多くの経営者が持つもので、特別なことではなく、先代社長が現社長を解任して社長に復帰したり、先代社長と現社長が鋭く対立したりすることが起こります。

後継者に引き継がなければならないのは理解していても、引き継ぎたくない気持ちが勝り、経営者心理は本当に複雑になるのですが、このような心理を周囲の人は理解してくれません。むしろ無理解なのが普通です。

そうすると、経営者には先送りの心理が働き、「目の前のことが忙しすぎて、事業承継を考える余裕がない」といった先送りを正当化する理由を使うことになりがちです。

(3) 信託を利用した事業承継

① 事業承継の後戻りが可能

このような経営者心理に、完全に応えることはできないかもしれませんが、信託を利用した事業承継では、「後戻り」が可能になります。

「事業承継は後戻りできないから、先送りする」ではなく、「後戻りできるから、まず着手してみる」ができます。

例えば、後継者変更が生じた場合、既に後継者に自社株式を生前贈与してしまっていると、さまざまな問題が生じます。

自社株式を一旦保有すると、その株式をどう処分するかは、後継者の判断になります。後継者が返してくれない可能性がありますし、返してくれたとしても、新たな贈与として贈与税負担が発生します。

信託を利用すると、このようなことを回避でき、現経営者が自社株式を取り戻せる設定が可能になります。

② 経営者の万が一への備えができる

信託では、現経営者の死亡や判断能力喪失に備えることができます。

いくら、生涯社長であることにこだわっていても、万が一の事態は発生します。その時に、本当に何も対策をしていないと、経営の空白が生じます。

信託を利用することで、現経営者が社長の地位を維持しながら、万が一の事態に備えることが可能になります。

(4) 信託で急ぎにになってしまうことを防ぐ

信託法は民法の特別法ですが、信託は、民法では認められていないことを可能にします。

事業承継で猶予が欲しい場合や後戻りを許容して欲しい場合には、信託を利用することで、柔軟な対応が可能になります。

人間は、白黒はっきりさせる決断をかなり追い込まれてからしか実行しません。結果、急ぎにってしまった案件、手遅れ案件が多発するのですが、信託を利用することで、このようなことを防ぎつつ、最終決断までの時間を確保できます。

3. 信託の歴史

(1) 十字軍遠征

信託の原型は、ヨーロッパでの十字軍遠

征における出征兵士の家族を守る制度にあるという説があります。

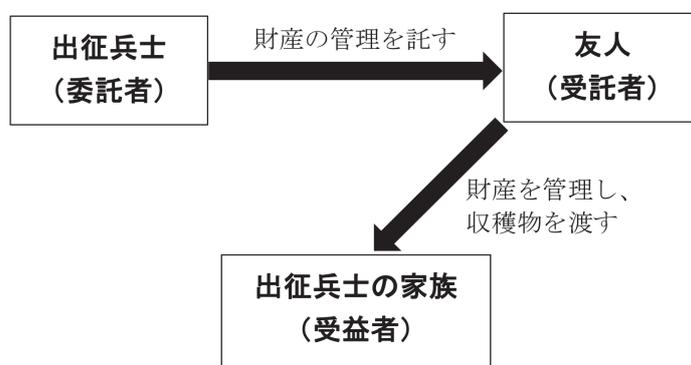
出征兵士となった貴族階級は、領地など全財産を置いて戦地に赴きました。当時、残された家族には財産を管理する権限がなかったため、領地から税を徴収し、財産を管理する権限を持つ人を決めておく必要がありました。

出征兵士（委託者）は、強い信頼関係がある友人（受託者）に財産の管理を託し、家族（受益者）を扶養してもらいました。

友人に財産の「名義」を移すものの、「権利」は家族にあります。

出征兵士が戦死しても友人が財産を管理し、利益を出征兵士の家族に渡し続けました。

図表1 信託の原型



(2) 日本での歴史

信託法が制定されたのは100年前の大正11年（1922年）です。

現在、信託は金融の世界で非常に便利な仕組みとして活用されており、令和4年3月末の信託受託残高は1,524兆円となっています。（一般社団法人信託協会資料）

ただ、信託は信託銀行を中心に運営されていたこともあり、信託銀行に勤務したことがある人や、不動産、年金関係の職業につかれた人以外には、馴染みのない制度でもありました。

(3) 新信託法

大きな転機は平成18年に訪れました。

80年以上にわたって実質的に変更がなかった信託法の改正で、信託業の免許を持たない一般の法人個人誰もが信託を利用しやすくなりました。

4. 信託の定義

財産の所有者（委託者）が、信頼できる人（受託者）に財産を移転し、一定の目的（信託目的）の達成のために、信託財産の管理処分等をしてもらい、信託財産に係る給付を受ける権利等（受益権）を定められた人（受益者）が有する財産管理の制度です。

① 信託契約

委託者が受託者と信託契約を結びます。財産の名義は受託者に移り、受託者は信託目的の達成のために、信託財産の管理処分等を行います。

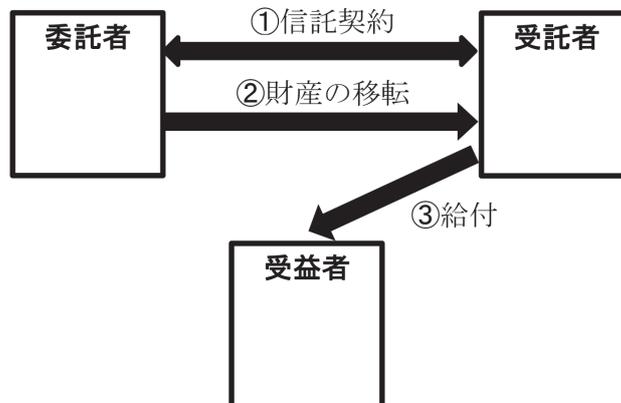
② 財産の移転

委託者から受託者に財産を移転します。

③ 給付

受益者は信託財産に係る給付を受けます。

図表2 信託の仕組み



(1) 委託者

信託をする者で、信託財産のもともとの所有者です。

信託の発起人で最初の主役ですが、信託の発効後に財産の管理処分権限等は受託者に移り、信託財産に係る給付を受ける権利は受益者に移ります。

主役の座を受託者と受益者に譲るのですが、「委託者が主役にならなくてもよくなる」が適した表現です。

事業承継信託では、主に現経営者が委託者になります。

(2) 受託者

信託財産の管理処分等を行う者です。

信託を動かしていく主役となり、個人のみならず法人も受託者になれる、事業承継信託では後継者、一般社団法人が候補になります。

(3) 受益者

受益権を有する者で信託財産の実質的な所有者です。

信託財産そのものではなく、受益権という権利を取得します。

事業承継信託では、後継者と後継者以外

の相続人になることが多くなります。

5. 信託契約

信託の方法には信託契約、遺言、自己信託がありますが、信託契約が最も利用される方法で、委託者と受託者が信託契約を締結します。

信託契約は、口頭でも成立しますが、通常は契約書を作成します。金融機関で金銭を管理する信託口座を開設する時に、公正証書による信託契約書の提示を求められることが多いため、公正証書で契約を行います。

6. 信託財産

(1) 信託財産

受託者に属する財産であって、信託により管理又は処分をすべき一切の財産です。形式的には受託者に属しますが、信託財産から生じる利益は受益者が受けるため、実質的には受益者に属します。

(2) 信託できる財産

次の要件をすべて満たすものです。

- ・金銭的価値に見積もることができるもの
- ・積極財産（プラスの財産）
- ・委託者の財産から分離して、管理処分等

が可能なもの

(3) 信託できない財産

- ・委託者の生命、身体、名誉等の人格権
- ・債務等消極財産（マイナスの財産）

(4) 主な信託財産

金銭、不動産、動産、自社株式、自社への貸付債権、知的財産権、有価証券等です。

7. 所有権と信託の比較

(1) 所有権

所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする

権利を有しています。

所有権は、使用収益権と管理処分権が不可分一体になった物権です。

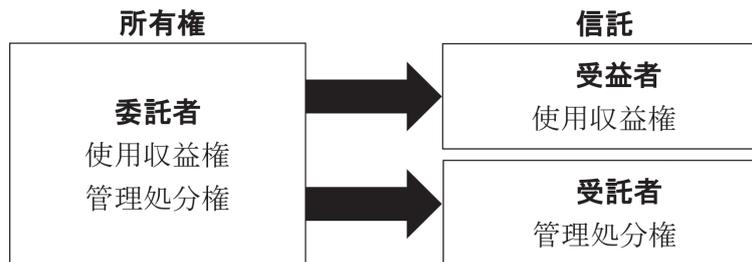
(2) 信託

信託は、使用収益権と管理処分権を別の人が有することができる仕組みです。

- ・使用収益権を有する人が受益者
- ・管理処分権を有する人が受託者

例えば、委託者の判断能力があるうちに、管理処分権を受託者に移しておけば、委託者が判断能力を喪失しても、受託者による財産管理が可能になります。

図表3 所有権と信託



(3) 分かりやすい事例(賃貸マンション事例)での比較

① 所有権

使用収益権と管理処分権が不可分一体になります。

所有者は、使用収益権のために、大家の仕事である管理処分を行います。

【使用収益権】

- ・入居者から家賃、礼金を受け取る
- ・マンション売却代金を受け取る

【管理処分権】

- ・入居者と賃貸借契約をする
- ・工事業者と修繕契約をする
- ・売買契約をする

② 信託

信託では管理処分権を受託者に移し、受益者は使用収益権だけを有します。

受託者が大家の仕事を行ってくれるため、受益者は大家の仕事をすることなく、経済的利益を享受できます。

8. 後継ぎ遺贈型受益者連続信託

(1) 後継ぎ遺贈

後継ぎ遺贈とは、次のような遺贈になります。

- ① 遺贈者A（現経営者）が財産を第一次受遺者であるB（後継者）に遺贈するが、Bがこの財産の所有権を有するのはBの存命中だけ。

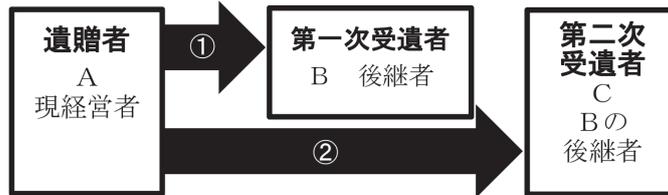
- ② Bの死亡後は、Aが定めた第二次受遺者C（Bの後継者）がA（Bではない）からの遺贈により取得。

民法とは異なる相続のルールで財産を承継できるため、実務上、後継ぎ遺贈に対す

るニーズが多くあります。

しかし、存続期間を一定期間に限った所有権は認められないなどの理由で、後継ぎ遺贈を無効とする説が有力です。

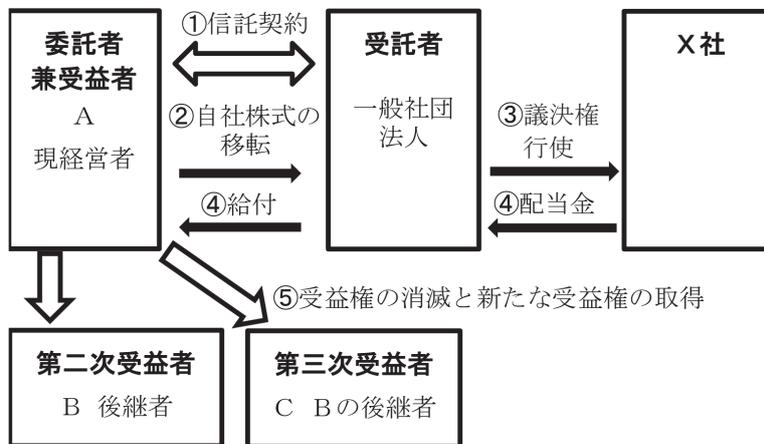
図表4 後継ぎ遺贈



- (2) 後継ぎ遺贈型受益者連続信託
後継ぎ遺贈を実現できる信託です。
信託では、民法で対応できないことが可能になりますが、後継ぎ遺贈型受益者連続

信託はその代表的なものです。「次」だけでなく、「次の次」以降の受益者を連続して定めることができます。

図表5 後継ぎ遺贈型受益者連続信託



- ① 信託契約
委託者A（現経営者）が受託者（一般社団法人）と信託契約を結び、委託者が受益権を取得します。長期の信託期間になるため、受託者は一般社団法人にします。
- ② 自社株式の移転
委託者が受託者に対して自社株式を移転し、議決権は受託者に移ります。

- ③ 議決権行使
受託者が株主総会で議決権を行使します。
- ④ 配当金・給付
受託者はX社から配当金を受け取り、信託報酬・諸経費を控除した残額を信託利益として受益者に給付します。

⑤ 受益権の消滅と新たな受益権の取得

前の受益者の死亡で受益権が消滅し、次の受益者が新たな受益権を取得します。

この信託は、受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定めのある信託です。

委託者兼受益者の死亡で、委託者兼受益者の有する受益権が消滅し、第二次受益者が委託者から新たな受益権を取得します。

次に、第二次受益者の死亡で、第二次受益者の有する受益権が消滅し、第三次受益者は、直前の第二次受益者からではなく、委託者から新たな受益権を取得したものとします。

この場合、遺留分（一定の相続人が最低限の財産を相続できるよう保障されている

相続財産の一定割合）は一次相続時に織込み済みになり、二次相続における法定相続人の遺留分の対象にならないと考えられています。

(3) 後継ぎ遺贈型受益者連続信託の事例（配偶者側一族が自社株式を相続する事例）

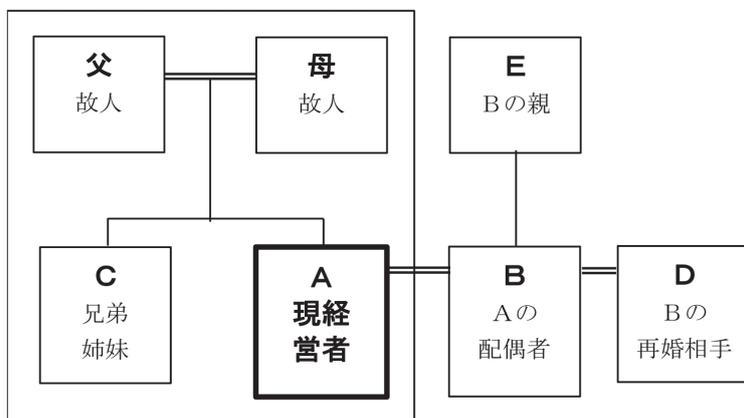
現経営者夫婦に子がなく、両親等尊属が全員亡くなっている事例を考えます。

現経営者が亡くなり、配偶者が承継した財産は、次に配偶者が何も対策をせずに亡くなると、配偶者の親、配偶者の兄弟姉妹が相続することになります。

また、配偶者が再婚すると、再婚相手が相続することになります。

相続財産に自社株式が含まれていると、配偶者経由で配偶者側一族や配偶者の再婚相手が株主になる可能性があります。

図表6 配偶者側一族が自社株式を相続する事例



- ① 現経営者Aが自社株式を配偶者Bに遺贈しました。
- ② 次にBが亡くなり、何も対策をしていないと、再婚相手Dと親Eが法定相続人になります。（BとDの間に子がいない場合）
- ③ Aは、Bが亡くなった後に、Aの兄弟姉妹Cが自社株式を取得するようにした

- ④ Bが遺言書を書いてくれて、Cに自社株式を遺贈してくれれば、Cは自社株式を取得できますが、D、Eの遺留分を侵害している場合には、D、EはCに対して遺留分侵害額請求を行う可能性があります。Cが金銭で支払ができないときに、

自社株式で代物弁済をすると、D、Eが株主になります。

以上のようなことを回避するために、A→B→Cの順に受益者とする後継ぎ遺贈型受益者連続信託を利用します。

これでBに遺言書を書いてもらうことなく、Bが亡くなった後にCが自社株式を取得できます。

「受益者の死亡により、受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する定め」にすると、CはBから受益権を承継取得するのではなく、委託者Aから直接取得することになります。この場合、遺留分は、一次相続時に織込み済みになり、二次相続におけるBの法定相続人D、Eの遺留分の対象にならないと考えられています（ただし、最高裁の判例がなく、二次相続で遺留分の対象にならないと言い切れないことには注意してください）。

9. 信託の税金

(1) 受益者等課税信託（原則）

信託財産の名義は委託者から受託者に移りますが、信託財産から生じる経済的利益は受益者が受けるため、受益者を税務上の所有者とみなして、課税関係を考えます。

単に信託設定しただけでは、相続税、贈与税、所得税の節税にはなりません、余計に税金がかかることもなく、信託でない状態と同様の課税関係で処理されます（税金には細かい規定や特例があり、実務においては、税務署、税理士への確認が必要です）。

(2) 信託の効力発生時（贈与税）

- ① 委託者兼受益者とする信託(自益信託)
委託者兼受益者とする信託を設定した

場合、税務上、設定の前後で経済的な価値の移動がないことから、贈与税の課税関係は生じません。

② 委託者と受益者が異なる信託（他益信託）

委託者と受益者が異なる信託を設定した場合、税務上、設定の前後で委託者から受益者に経済的な価値が移動します。

適正な対価を負担せずに受益者となった者は、受益権を委託者から贈与により取得したものとみなされ、贈与税が課税されます。

(3) 信託期間中

① 所得税

受益者が、信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、信託財産に帰せられる収益及び費用は受益者の収益及び費用とみなして所得税が課せられます。

例えば、賃貸マンションを信託した場合、賃貸マンションから生じる不動産所得は、受益者の所得とみなして課税されます。

② 贈与税、相続税

適正な対価を負担せずに受益者の変更があった場合、変更後の受益者は、受益権を変更前の受益者から贈与（遺贈）により取得したものとみなされ、贈与税（相続税）が課税されます。

(4) 信託終了時（贈与税、相続税）

信託終了に伴い、残余財産が帰属権利者に引渡されると、帰属権利者に贈与税、相続税が課税される場合があります。

① 受益者＝帰属権利者の場合
信託終了の前後で経済的な価値の移動がないことから、贈与税の課税関係は生じません。

② 受益者≠帰属権利者の場合
信託終了の前後で経済的な価値の移動があり、適正な対価を負担せずに帰属権利者となった者は、残余財産を受益者から贈与（遺贈）により取得したものとみなされ、贈与税（相続税）が課税されます。

10. 商事信託と民事信託

(1) 商事信託

信託銀行や信託会社が受託者になる営業信託を商事信託と言います。

① 信託銀行

日本では、信託銀行が主要な担い手である商事信託だけの状態が長く続きました。

② 信託会社

不動産会社や生命保険会社の関連会社であることが多く、取扱業務が限られています。何ができる信託会社なのか、調べたうえで利用するようにしてください。

(2) 民事信託

一般の法人個人が受託者になる非営業信託を民事信託と言います。

民事信託は歴史が浅いこともあり、民事信託という言葉自体も広く知られているわけではありません。

民事信託は、事業承継信託の他に、認知症高齢者や障がい者支援目的の福祉型信託、地域再生型（まちづくり）信託、社会貢献

型信託、その他の信託（飼い主亡き後にペットなどの世話を目的の信託など）とさまざまに分類されます。

商事信託と民事信託の区別がつきにくいのですが、どちらが優れているというわけではなく、両者の長所を活かして適切に使い分ける、場合によっては併用することが上手な利用方法です。

11. 信託と遺言

(1) 遺産分割協議

遺言がない場合、相続人は遺産分割協議を行います。

遺産分割協議には次のデメリットがあります。

① 後継者への自社株式、事業用資産の集中が難しい

法定相続分が基準となるため、後継者に自社株式、事業用資産を集中することが難しくなります。

② 時間がかかり経営の空白が生じる

平等な相続を主張する相続人が一人でもいれば、なかなか決着しません。年単位の時間がかかることもよくあり、調停、審判になるとさらに時間を要します。

③ 相続人が数人あるときは、遺産分割が終了するまで、相続財産は、その共有に属する

例えば、遺産が自社株式300株で、相続人が3人、法定相続分が各人3分の1のケースでは、相続人がそれぞれ100株ずつ保有するのではなく、1株を3分の1ずつで共有し、それが300株あることになります。共有者は、議決権等の権利を行使する者一人を定めますが、共有者

の意見が一致しない場合、議決権の行使は持分の過半数によって決定されます。

後継者以外の相続人2人が結託すれば、持分合計3分の2で過半数となるため、各株式の議決権行使者を指定でき、300株全株の議決権行使が可能になります。

④ 争族が起こりやすい

遺産分割協議をすること自体が争族を招きがちです。「売り言葉に買い言葉」仲が良かったはずの相続人の口から、それまで思ってもいなかった言葉が出てきます。相続人の配偶者の考えが反映されることもよくあります。

(2) 遺言

遺産分割協議を回避するために、遺言を利用します。

遺言は、遺言者の財産を帰属させる人を指定する最後の意思表示で、遺言者の死亡の時からその効力を生じます。

(3) 遺言の限界

① 反故にされる可能性

遺言があっても、相続人全員と受遺者（遺言によって財産を遺贈された人）が合意すれば遺言を反故にすることができます。

② 判断能力喪失対策として無力

遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生じるため、認知症など判断能力喪失対策にはなりません。

③ 成年後見に弱い

成年後見人は、成年被後見人のすべての財産の処分権を有するため、遺言書に

記載されている事業用資産であっても換価処分することがあり、遺言がその目的を達成できないこともあります。

(4) 遺言と比較した信託のメリット

① 遺言と同レベルの財産承継機能

信託は、遺言と同様の財産承継機能を持ちます。

委託者死亡後の受益者、帰属権利者等を定めておくことで、信託財産は遺産分割協議の対象になりません。

② 遺言を超える機能

- ・ 相続人の合意で反故にされることはない
- ・ 信託契約では判断能力喪失対策として有効
- ・ 信託財産は成年後見人の管理する財産にはならないため、成年後見人による勝手な財産の換価処分はない
- ・ いつでも撤回や書換えが可能な遺言と異なり、後継者が知らない間に撤回や書換えをされない
- ・ 複数の委託者による信託が可能（遺言は、二人以上の者が同一の証書である共同遺言ができない）
- ・ 後継ぎ遺贈型受益者連続信託が可能

(5) その他の信託のメリット

① 心理的抵抗

遺言と遺書は異なるものですが、混同し、遺言書を書くことは不吉で縁起でもないことのように感じる人もいます。

信託契約では、遺書を感じさせるようなものはありません。

② 事務の引継ぎ

大事なことは、遺言書を書くことや保管することではなく、遺言の内容が実現され、円滑に事務が引き継がれることです。遺言の効力は、遺言者が生きている間は発生せず、死亡の時から生じるため、さまざまな事務を後継者に引き継げない可能性があります。

信託契約では、現経営者が元気な間に事務引継ぎを開始します。丁寧な事務の引継ぎができ、後継者も当事者意識をもって行動する効果があります。

③ 家族会議

遺言は、遺言者の単独行為で、誰とも相談することなく一人で作ることができます。遺言内容を知られたくない場合にはメリットになるのですが、検証する人がいないため、遺留分その他のリスクへの対応が甘くなりがちです。

信託契約は単独行為ではなく、家族会議を開き、家族全員が合意をする必要があります。財産の分け方について具体的な話をすることに、最初は戸惑いもあるようですが、真摯に話をしていくことで、絆が強くなったという話をよく聞きます。仮に、家族から不平不満が出ても、現経営者の発言権が強い時期に解決できる効果もあります。

(6) 信託と遺言の併用

ここまで、信託のメリットについて述べてきましたが、実務においては、信託に適さない財産がありますし、現経営者の全財産を信託にすることも現実的ではありません。

また、信託財産以外の財産について、何

も対策をしていないと、結果的に遺産分割協議を行うことになってしまうため、これを回避するために、信託財産以外の財産については遺言を併用します（例えば、自社株式、事業用資産等は信託、その他の財産は遺言）。

12. 信託と生前贈与

(1) 贈与

贈与は、当事者の一方が、ある財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生じます。

贈与をする者を贈与者、贈与を受けた者を受贈者といいます。

贈与には、贈与者が生きているうちに贈与をする生前贈与、贈与者の死亡によって効力を生ずる死因贈与、遺言による贈与（遺贈）があります。

(2) 生前贈与が増加

① 判断能力喪失対策として有効

現経営者が元気な間は、自社株式の議決権行使に問題はありますが、認知症（病気や事故で判断能力を失うことも含めて）になると、議決権行使ができなくなります。

現経営者の持株比率が大きいと、重要な意思決定ができなくなり、会社は機能不全に陥る可能性があるのですが、この対策として、生前贈与は有効です。

② 円滑な承継

現経営者と後継者の間だけで承継が実現するため、経営の空白を回避しやすくなります。

③ 確実な承継

遺言は、いつでも書換えが可能で、親族の一部や第三者からの不当な影響を受けて、真意と異なる内容に書き換えてしまうことがあります。

書換えがなくても反故にされることもあります。

生前贈与ではこのようなことはなく、後継者に確実に承継できます。

①～③の理由で生前贈与を利用する事例が増えています。

(3) 生前贈与の注意点

① 贈与税が課税され、通常、贈与税の方が相続税よりも負担が重い

(注) 業績好調であれば、自社株式評価額が上昇するため、税率だけで有利不利とは判断できません。加えて、相続時精算課税制度や事業承継税制を検討する必要もあります。

② 次のような場合、現経営者が自社株式等を取り戻せなくなる可能性がある

- ・ 後継者が変更となっても、変更前後継者が自社株式等の返還に応じない
- ・ 後継者が早く亡くなった場合、後継者の相続人が自社株式等の返還に応じない

③ 議決権を失うことになるため、現経営者が当面は経営を続けたいニーズを満たしにくくなる

(4) 生前贈与と比較した信託のメリット

① 贈与税負担がない議決権の移転

現経営者を委託者兼受益者とする自益信託では、贈与税の負担なく、受託者(後継者)への議決権の移転が可能です。

② 現経営者が自社株式等を取り戻せる設定が可能

自益信託では、後継者を変更し信託を終了させた場合、現経営者を信託財産(自社株式)の帰属権利者としていれば、現経営者は自社株式等を取り戻すことが可能です。

③ 現経営者が当面経営を続けたいニーズを満たしつつ、死亡、判断能力喪失に備えられる

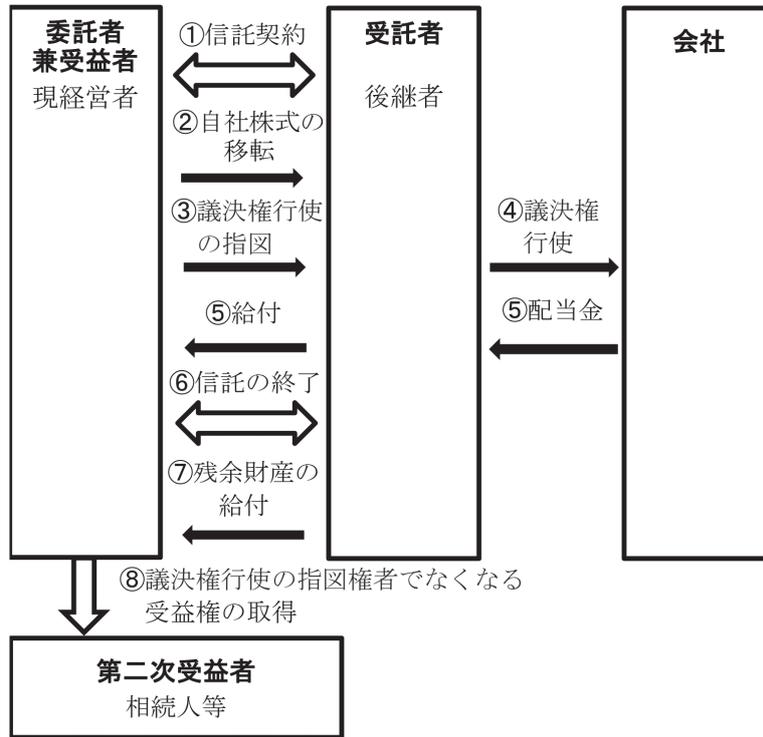
現経営者が議決権を維持しながら、万が一の事態にも備えることができます。

(5) 現経営者が経営の実権を維持しつつ、後継者変更、現経営者の死亡や判断能力喪失に備えることができる信託

現経営者が自社株式を信託し、受託者(後継者)に自社株式の管理、運用を任せます。ただし、経営の実権を受託者に渡すわけではなく、現経営者が実質的に議決権を行使することで、経営の実権を持続させることができます。

加えて、後継者変更をした場合、現経営者が自社株式を取り戻すことが可能になる一方で、現経営者の死亡や判断能力喪失に備えることもできる都合のいい方法です。

図表7 議決権コントロール型信託



① 信託契約

委託者（現経営者）が受託者（後継者）と信託契約を結びます。

自社株式の名義（議決権）は受託者に移転し、委託者が受益権を取得します。

委託者＝受益者とする自益信託を設定した場合、税務上、設定の前後で、経済的な価値の移動がないため、贈与税の課税関係は生じません。

② 自社株式の移転

委託者が受託者に対して自社株式を移転し、議決権は受託者に移ります。

③ 議決権行使の指図 ④ 議決権行使

受託者が株主総会で議決権を行使しますが、委託者が議決権行使の指図権者になることで、委託者である現経営者が実質的に議決権を行使することになります。

⑤ 配当金・給付

受託者は会社から配当金を受け取り、信託報酬・諸経費を控除した残額を信託

利益として受益者（現経営者）に給付します。

⑥ 信託の終了

後継者の変更等定めていた終了事由で終了します。

⑦ 残余財産の給付

信託を終了させたとき、現経営者を信託財産（自社株式）の帰属権利者にしていれば、現経営者に自社株式を給付できます。

⑧ 議決権行使の指図権者でなくなる、受益権の取得

信託の終了事由が生じていない場合、委託者の死亡、判断能力喪失で、委託者は議決権行使の指図権者でなくなります。以降、受託者が自らの判断で議決権を行使することになり、議決権行使は滞りません。

なお、委託者が死亡した場合、第二次受益者（相続人等）が受益権を取得する

と、第二次受益者に相続税が課税されま
す。

きなくなります。仮に後継者を決めてい
ても、社長に選任できないこともありま
す。

13. 信託を使った判断能力喪失対策

(1) 解決策は相続を待つ

経営者の高齢化が進み、認知症、病気、
事故で判断能力を失うリスクが大きくなっ
てきています。

何も対策をしていない状態で判断能力を
失った場合、次のような問題が発生し、不
謹慎ですが、相続を待つことが解決策にな
ることもあります。

① 自社株式の議決権行使ができない

株主総会において、M&A、定款変更、
役員選任といった議案の議決権行使がで

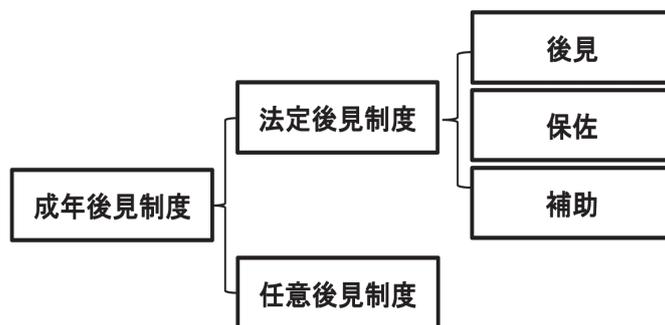
② 個人財産を会社のために利用できない
会社への事業資金貸付、不動産貸借、
会社借入の個人保証、担保差入れ等がで
きなくなります。

(2) 法定後見制度は期待できない

判断能力が不十分な人に、家庭裁判所が
援助者を就け、法律的に支援する制度とし
て成年後見制度があります。

成年後見制度は、法定後見制度と任意後
見制度の2種類から構成されています。

図表 8 成年後見制度



経営者が判断能力を失った場合の事後対
策として、法定後見制度を使う場合があり
ます。

法定後見制度は法（家庭裁判所）が成年
後見人等を定めるため、法定後見といいま
す。

ただ、法定後見制度を利用しても、解決
できないことや、かえって不自由になるこ
ともたくさんあります。

法定後見制度には次のような問題があり
ます。

① 候補者が必ず選任されるわけではない
家庭裁判所は専門職を選任する傾向で、

親族外が80%を占めています（令和3年、
裁判所ホームページより）。中小企業経
営者は財産額が高額で、親族の成年後見
人等による横領も発生しやすいため、専
門職（弁護士、司法書士等）が選任され
ることが多くなります。

② 不服申立て、申立ての取下げはできな
い

希望に沿わない人が成年後見人等に選
任された場合であっても、そのことを理
由に後見開始等の審判に対して不服申立
てをすることはできません。また、申立

ては家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることはできません。

- ③ 専門職が成年後見人に選任された場合
成年後見人に預金通帳、不動産権利証、自社株式等全財産を預け、契約を代理で行ってもらうこととなります。生活費以外の支出は制限され、本人、家族も成年後見人の許可がないと自由にお金が使えなくなります。自分たちのお金であるにもかかわらず、家族は頭を下げて本人の生活費を受け取るような関係になりがちです。

成年後見人には、すべての財産を処分できる権限があります。そのため、事業用資産や先祖代々の重要な財産を換価処分され、判断能力のある時に作っていた遺言や事業承継対策が台無しにされてしまった事例もあります。

- ④ 亡くなるまで続き、報酬負担も高額
本人の判断能力が回復したと認められる場合でない限り、止めることはできません。

- ⑤ 議決権行使問題の解決は難しい
成年後見人による株主総会での議決権行使までは想定していませんが、代理行使してもらうしか方法がない場合もあります。このとき「会社の経営に携わっていない専門職の成年後見人に、議決権行使をさせてよいのか」という問題があります。専門職側も、M&A、定款変更、役員選任解任といった議案については、行使を躊躇するものです。

- ⑥ 個人財産を会社のために利用できない

法定後見制度では、「本人の財産を本人のために維持管理すること」が目的になります。これにより、本人以外のために行う支出となる会社への事業資金貸付は難しくなります。

支出は伴わなくても、会社借入の個人保証、所有不動産の担保差入れ等も、原則、認められません。

(3) 任意後見制度の限界

判断能力喪失に備える事前対策には任意後見制度があります。

任意後見制度とは、本人が十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公正証書で結んでおく制度です。

自分で後見人を任意に定めるため、任意後見人といいます。

ただし、この制度では、任意後見人を監督する任意後見監督人が必ず選任されます。家庭裁判所は、専門職（弁護士、司法書士）を選ぶため、どのような人が選ばれるのかという不安や、任意後見人と任意後見監督人の意見が合わなくなる可能性があります。

家庭裁判所、任意後見監督人は会社の利益までは考えてくれず、自社株式の議決権行使、会社への事業資金貸付、財産の処分について、「待った」を入れてくる可能性があるため、任意後見制度だけの対策には限界があります。

(4) 信託の利用

信託は判断能力喪失対策として有効な制

度です。

自社株式、会社への事業資金貸付用の金銭、事業用不動産等会社の経営に与える影響が大きい財産については、家庭裁判所の関与がない信託を選択した方がいいでしょう。

14. おわりに

信託は優れた財産管理制度であることについて書いてきましたが、事業承継において、「よく分からない」という理由で利用を見送ることはもったいないことです。

ただ、現在、民事信託を取り扱うことができる専門職は全国的に不足しています。加えて、事業承継信託を設定する場合には、法律や税金に詳しいだけでは不十分で、企業全体を見てコンサルティングする能力も必要になります。

信託を利用したくても、「誰に頼んだらいいのか分からない問題」は解消されていないのですが、信託をよく知らない専門職に相談した場合、中途半端な知識で対応されることがあります。また、信託をよく知らないがゆえに、顧客に見送りをすすめ、顧客もそのままにしてしまうこともあるようです。

「もっと早く信託を知り、利用しておけば良かった」という声も聞くので、信託に関心があれば、まず、精通した専門職を探すようにしてください。